は人会報しらばら

No.54

平成31(2019)年新春号



「春を待つ」

三月上旬、本校の写真部活動で上下町のひな祭りを訪れた際に撮影した 一枚。町のいたるところに華やかなひな人形が飾ってある中、ガラス越し に日が差していて、周りの明暗もあり、とても目を惹かれたのでシャッ ターを切りました。

自分の思うように撮れるまで何度も設定を変えて撮ったので、お気に入りの一枚です。

写真に対する自分の完成や技術をもっと伸ばせるように、これからも写 真部での活動を頑張っていきたいです。

写真提供:広島県立庄原実業高校 写真部 2年生 桑原 日生さん



〒727-0011 庄原市東本町一丁目2-22 (庄原商工会議所会館内) TEL/FAX (0824) 72-1889 http://www10.ocn.ne.jp/~shk/

主な内容

新年のご挨拶	3
行動する法人会	5
平成31年度税制改正に関する提言	6
受賞おめでとうございます	8
平成30年度下期の主な事業活動	9
青年・女性部会コーナー	
青年部会活動状況	11
女性部会活動状況	12
庄原税務署からのお知らせ	17
北部県税事務所からのお知らせ	19
市・税務課からのお知らせ	20
大同生命保険㈱からのお知らせ	22
法人会基本方針	23
アフラックからのお知らせ	24



新年のご挨拶



公益社団法人庄原法人会 会長 三宅 康文

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を お迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年中は、公益社団法人庄原法人会の事業活動 に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上 げます。

さて、昨年は、関東甲信地方と福井県での記録的な大雪、7月の西日本豪雨、大阪と北海道での地震、台風21号・24号での被害と立て続けに自然災害が発生しました。中でも岡山・広島両県に多大の被害をもたらした西日本豪雨は、平成に入って最悪の豪雨災害になりました。被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに一日も早い復興・復旧を心よりお祈りし、今年こそ災害のないおだやかな年になることを願います。

昨今の我が国経済は引き続き緩やかに拡大しており、県内に於いても企業の生産活動等に持ち直しの傾向があります。ただ回復の動きがあまりに緩く多くの国民、とくに地方に住む者にとっては好景気を感じられません。国際経済も米国の保護主義経済が本格化し、対中国をはじめ様々な通商摩擦を起こしており我が国もこのリスクを回避できない状況となっています。とりわけ、地域経済を担う中小企業は、国内の深刻な人手不足と同様に強い不安を抱いています。

また、昨年10月の臨時閣議により消費税率が本年10月1日から予定どおり10%に引き上げられることが決定されています。引き上げと同時に軽減税率制度が導入され、対象品目の取り扱いのある課税事業者だけでなく飲食製品等を購入する事業

者や、免税事業者も新制度に向けた準備が必要となります。法人会としても、円滑な税務運営に協力し制度の周知・広報に努める所存です。

法人会は、60年を超える歴史を持つ、全国で80万社が加入する団体です。税のオピニオンリーダーとして、設立当初からの理念である「納税意識の向上、税知識の普及啓発」の原点に立ち、次代を担う児童の皆さんに租税教育を積極的に実施するなど多彩な活動を行っています。

本年も事業計画に則り、市内の法人企業・団体との絆を深めながら目的達成のため努力してまいりますので、庄原法人会に対し、税務当局及び税理士会並びに会員・役員・青年部会・女性部会の皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりになりましたが、新しい年が皆様にとりまして幸多い良き年になりますことと、会員企業のますますのご繁栄を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。



新年のご挨拶



庄原稅務署署長 加藤正志

新年あけましておめでとうございます。

平成31年の年頭にあたり、新年のお祝いを申し上げますとともに、公益社団法人庄原法人会並びに会員の皆様には、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、皆様には日頃から税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを、本誌上をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

私が、昨年7月に庄原税務署長として着任し、 皆様に温かく迎え入れていただいてから、はや半 年が経過いたしました。

その間、研修会等の様々な行事に参加させていただき、税のオピニオンリーダーとして税知識の 普及、納税意識の向上及び地域社会発展に貢献される活動を拝見し、大変心強く感じた次第です。

特に、青年部の方々が中心となって「租税教室」 の講師を積極的に務めていただくほか、女性部が 開催する「税に関する絵はがきコンクール」、「税 を考える週間」行事の一環として「税の作品合同 表彰式」の開催においては中心的な役割を担われ ました。

これもひとえに、三宅会長をはじめ役員並びに 会員の皆様の熱意の賜物と敬意を表する次第で す。

さて、本年は元号が改まる節目の年ですが、消費税においても10月には、税率の引き上げと同時に軽減税率制度が実施されます。

軽減税率制度は、取扱商品の適用税率の確認や 区分経理など、すべての事業者の方に関係するも のであり、今後も制度や事業者支援措置に関する 説明会の開催を予定しておりますので、国税庁 ホームページの「消費税軽減税率制度説明会の開 催予定一覧」を是非ご確認ください。

間もなく、平成30年分の所得税及び復興特別所 得税並びに消費税の確定申告期を迎えます。

昨年7月の豪雨災害により被災された納税者の

方への対応につきましては、個々の被災状況に十分配慮し、被災された方々の立場に立って、親切・丁寧な行政を進めていきたいと考えております。

また、本年からは、マイナンバーカード方式及びID・パスワード方式の導入により、e-Taxが簡便化され、スマートフォンからでも確定申告書の電子送信が可能となりました。

現在、所得税の確定申告書を書類で税務署に提出する場合には、マイナンバーの記載の他、マイナンバーの確認書類及び本人確認書類の提示又は添付が必要ですが、e-Taxで電子申告される場合は、マイナンバーの記載のみで、各確認書類は必要ありませんので、会員の皆様の申告はもちろん会員各社の従業員の皆様にもお伝えいただきたいと思います。

国税庁はいつの時代でも、その使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」に向けて、納税者の適正申告に役立つ情報提供やICTを活用した利便性の高い納税環境の整備などの納税者サービスの充実に努めるとともに、適正な申告を行った納税者に不公平感を与えないよう、悪質な納税者には厳正な姿勢で望むなど、引き続き、適正・公平な課税・徴収に努めていかなければなりません。

税務行政を取り巻く環境は、経済活動のグローバル化やICT化が急速に進展するなど、その変化は加速しています。

こうした変化に的確に対応し、国税庁の使命を 果たすためには、引続き、税務行政の良き理解者 として、公益社団法人庄原法人会会員の皆様のお 力添えが必要不可欠であり、今後とも税務行政の 円滑な運営にご理解とご協力を賜りますようお願 い申し上げます。

終わりになりますが、公益社団法人庄原法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

行動する法人会学

平成31年度税制改正に関する提言

平成30年10月11日、第35回「法人会全国大会」(鳥取大会)が開催され、式典の中で税制改正に関する 提言等の報告・青年部会から租税教育活動の事例発表が行われた。

「平成31年度税制改正に関するスローガン」を盛り込んだ「大会宣言」の採択等が行われた後、全法連では役員・税制委員の方々が、政府・各政党及び関係省庁に対して提言活動を実施されました。

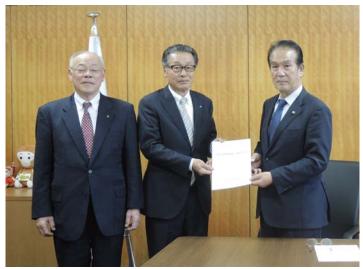
また、県法連と各単位会が一体となり昨年12月に各法人会役員等が地元国会議員並びに地元地方自治体に「提言書」を持参し、改正要望事項の実現についての協力要請を行いました。

その主な活動状況は次のとおりです。

こうした法人会の税に対する取り組みは、各界で評価されております。



12月4日 庄原市長木山耕三氏(右)へ提言書を渡す 三宅会長(中)と光永税制委員長(左)



12月4日 庄原市議会議長堀井秀昭氏(右)へ提言書を渡す 三宅会長(中)と光永税制委員長(左)

平成31年度 税制改正スローガン

- 財政健全化は国家的課題。目標 の早期達成に向けて全力を!
- 少子高齢化の急速な進行は不可 避。社会構造変化に対応した社 会保障制度の確立を!
- 中小企業向け税制措置を拡充 し、真の経済再生を!
- 中小企業は雇用の担い手。事業 承継税制の改革は地方活性化の ためにも重要!

平成31年度税制改正に関する提言(要約)

《基本的な課題》

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- ○政府は、プライマリーバランス黒字化目標の達成時期を2025年度 に大幅延期したが、2022年から団塊の世代が75歳の後期高齢者に 入り始めることなどを考えれば、それまでに黒字化を達成してお くことが極めて重要になる。
- (1)2019年10月の消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。税率引き上げによる悪影響を緩和する等の経済環境整備は必要であるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2)政府は、2016年度から18年度の3年間を集中改革期間と位置づけ、政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示し、達成した。2019年度から21年度の基盤強化期間についても、社会保障費の増加額を抑制する目安を示し、改革に取り組む必要がある。
- (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5)国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。政府・ 日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 社会保障給付費は公費と保険料で構成されている。適正な「負担」 を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可 能な限り抑制しないと持続可能な社会保障制度は構築できない。
- ○社会保障の基本的あり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と 範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。その意味 で、医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担 については、高齢者においても負担能力に応じた公平性を原則と する必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、政府目標であるジェネリックの普及率80%以上も早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、 不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような 社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- ○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。にもかかわらず、政府・議会ともに国民の信頼を裏切るような事態に陥っているのは残念でならない。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を

重視した賃金体系による人件費の抑制。

- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- ○消費税率10%への引き上げと同時に軽減税率が導入されることになっているが、これは事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明したい。
- (1)現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検 証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高 い対策をとるべきである。
- なお、消費税率引き上げによる駆け込み需要と反動減による景気 変動を抑制するための方策として、「消費税還元セール」等の表示を可能とすることが政府で検討されている。これは消費税の適 正な転嫁に関わるだけでなく、中小企業に対して本体価格の引き 下げを要求されかねない等、影響も大きいことから慎重な検討を 求める。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (3)軽減税率制度を導入するのであれば、国は国民や事業者に対して制度の周知を行い、混乱が生じないよう努める必要がある。また、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は25%、アジア主要10カ国の平均は22%となっており、依然として我が国の水準は高い。このため、国際競争力強化などの観点から、今般の法人実効税率引き下げの効果等を見極めつつ、さらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成31年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成31年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中 古設備」を含める。なお、中小企業投資促進税制の上乗せ措置と して平成29年度に改組された中小企業経営強化税制について、事 業年度末が迫った申請の認定に当たっては弾力的に対処するこ と、及び適用期限(平成31年3月31日まで)を延長すること。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金 算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

3. 事業承継税制の拡充

- ○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用 の確保などに大きく貢献している。その中小企業が相続税の負担 等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐ ことになる。今年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われ たが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。
- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設 我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置 にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要であ る。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件とし

て他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への 課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、 10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたことは評価でき るが、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求め る。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改めるとともに、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ②国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に 努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、5年以 内に「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏ま えてこれから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業に とっては時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計 画書の提出期限について配慮すべきである。

Ⅲ.地方のあり方

- ○国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権化は地方の活性化にとっても極めて重要である。ただ、その際に不可欠なことは地方の自立・自助の精神であることを改めて強調しておきたい。地方創生戦略もこれを基本理念とすべきである。
- ○「ふるさと納税制度」にみられる返礼品競争のような手法は、あまりに安直であり真の地方活性化にはつながるまい。そもそも住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。納税先を納税者の出身自治体に限定するなど、「ふるさと納税」本来の趣旨に沿った見直しが必要である。
- ○地方交付税は国が地方の財源不足を保障する機能を有していることから、地方の財政規律を歪めているとの指摘が多い。地方は国に頼るだけでなく、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していく必要がある。
- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要であり、集中的に取り組む必要がある。
- (2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体で広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せずに高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、議会のあり方を見直し、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

IV. 震災復興

- ○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・ 創生期間(平成28年度~32年度)」も3年目に入っているが、被 災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業 に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅 速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適 切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、 雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求 める。
- ○熊本地震についても、東日本大霞災の対応などを踏まえ、適切な 支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実 現等に向けて早急に取り組まねばならない。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

(1)役員給与は原則損金算入とすべき

(2)同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 公益法人課税

所得税関係

1. 所得税のあり方

(1)基幹税としての財源調達機能の回復

基幹税としての財源調達機能を回復するためにも、所得税は国民 が能力に応じて適正に負担すべきである。

(2)各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要 がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極め ながら、適正化を図るべきである。

(3)個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観 点から適正水準とすべきである。

2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

- 1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。
- 2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
- (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
- (2)相続時精算課税制度の特別控除額 (2,500万円) を引き上げる。

地方税関係

- (1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- (2)家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- (3)償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、「少額 資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産(30万円)に まで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とするこ と。また、将来的には廃止も検討すべきである。
- (4)固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- (5)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2. 事業所税の廃止

事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止 すべきである。

3. 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体も多い。課税の公平を欠く安易な課税は行うべきでない。

なお、平成36年度から森林環境税の課税が開始される予定であるが、現在、各府県で導入している森林環境等を目的とした超過課税と二重課税とならないよう配慮するとともに、真に必要な事業に使途を限定すべきである。

4. 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

その他

- 2. 電子申告

(平成31年度税制改正に関する提言の全文は ' (法人会 31年度税制改正提言] で [検索]

受賞おめでとうございます

※『藍綬褒章』受章

常任理事 石川 芳秀 氏 [西城建設㈱]

平成30年春の叙勲で受章される。



☆広島国税局長から平成30年度 『広島国税局長納税表彰』受賞

副会長 竹内 光義 氏 [衛竹內造花装飾店]



受賞される竹内光義氏(左)

☆庄原税務署長表彰受賞

常任理事 山根 英徳 氏 [備北交通傑]

☆庄原税務署長感謝状受賞

理 事 小林 茂樹 氏 [小林建設㈱]

理 事 吉野 留弘 氏 [侑]吉野建設]

事務局長 定丸 義輝 氏 [(公社) 庄原法人会]

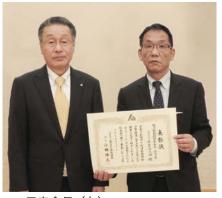


後列左より

大山統括国税調査官、芥川副会長、矢吹副会長、田畑総務課長前列左より

定丸氏、小林氏、加藤署長、山根氏、吉野氏(代理)

☆法人会全国大会(鳥取大会)に於いて、 税法税務研修参加率 優秀賞受賞 (全国441 単位会中第6位)



三宅会長(左) 桂藤理事(研修副委員長)(右)

平成30年度下期 (9~12月) の主な事業活動状況

〈税知識普及事業〉

[税を考える週間 (11/11~11/17) 事業]

○税務研修会 11/13 庄原会場 11/14 東城会場

共催団体:庄原商工会議所・備北商工会・東城

町商工会・庄原間税会・庄原青色申

告会

第1部 講師: 庄原税務署 統括国税調査官 大山治久氏

演題:消費税軽減税率制度について

演題:平成30年度税制改正のあらまし

〈*〉庄原会場53名、東城会場24名の参加。

第2部 講師:税理士 岡村元治氏



11月13・14日 両会場で消費税軽減税率制度について 説明中の庄原税務署統括国税調査官 大山治久氏



11月13・14日 両会場で 税制改正講話中の岡村元治税理士



庄原会場で研修中のみなさん



東城会場で研修中のみなさん

- ○(9/28) 北部県税事務所で租税教室講 師研修会に1名参加(青年部会員)
- ○(11/8) 税務座談会 庄原税務署で、 税務署長・統括国税調査官・会長・副会 長・顧問・広報委員長・女性部役員とで 税務座談会実施(11名)
- ○(12/13) 税務研修会 自主点検チェックシートの活用について (23名)
- ○(9月~2月)「租税教室実施」〈青年部会〉(8小学校)



10月25日 e-Tax 推進委員会

〈納稅意識高揚事業〉

- ○(8月) 庄原市・西城町等で開催されるイベントに協賛し、税の啓発品 (税の啓発用うちわ・ポケットティッシュ) を配布し広報を実施。
- ○(10/25) 第14回「e-Tax 推進委員会」庄原税務署・税理士と導入推進・ 今後の取り組みを協議。
- ○税を考える週間 (11/11~11/17) 広報事業 (11/8) 庄原税務署で、 税務署長他幹部職員、会長・副会長・ 顧問・広報委員長・女性部役員等とで、 税広報標語入りプランターなどに年 末・初春用の花植え実施。



11月8日 税広報標語入り花植えプランターの前で参加のみなさん加藤税務署長(後列左から3人目)・三宅会長(後列左から4人目)



12月13日 税務研修会



11月8日 税務署入口を「e-Tax」の花文字で飾った

〈税制提言事業〉

- ○(3月~4月) 税制委員長から税制担当役員・ 委員宛、平成31年度、税制改正要望アンケート 実施。
- ○(4月) 公益財団法人 全国法人会総連合宛ア ンケート送付。
- ○(10/11) 法人会全国大会(鳥取大会)で税制 改正に関する提言事項報告。
- ○(10月) 県連税制委員会で、(7月) 全法連税制 委員会・(9月) 全法連理事会での税制改正に 関する提言事項報告。地元国会議員並びに地方 自治体に対する提言活動について協議。
- ○(12/4)「平成31年度、税制改正に関する提言 書」を、三宅会長、光永税制委員長から木山庄 原市長、堀井庄原市議会議長宛提出。

〈会員交流事業〉

○随時、税務・経営研修用図書等を会員宛無料配布。

〈福利厚生事業〉

○(10/25) 委託保険会社3社と役員・委員が推進連絡協議会実施。福利厚生事業の研修及び推進方について協議。

〈会員増強事業〉

- ○(10/25) 連絡推進協議会(支部役員と合同)実施。9~12月「会員増強運動」の取り組み等協議。
- ○(H30/10~H31/3月号) 庄原市の広報誌へ「税の啓発文」を広告掲載。
- ○(H30/11~H31/2月号) 庄原市社会福祉協議会「社協だより」へ「税の啓発文」を広告掲載。

青年部会コーナー

青年部会の活動状況

○青年部会活動状況

〈稅知識普及事業〉

- ○(H30/9~H31/2)「租税教室実施」(8小学校)
- ○(11/22)「税務研修座談会」税務署長と税務研修座談会実施。



田端部会員



武田副部会長



今岡部会長



竹田副部会長



舛元総務副委員長



三宅総務副委員長



三原顧問



奥田部会員

女性部会コーナー

女性部会の活動状況

○女性部会活動状況

〈税知識普及事業〉

- ○(11/8) 税務座談会庄原税務署で、税務署長 他幹部職員、会長・副会長・顧問・広報委員長・ 女性部会役員とで税務座談会、併せて税広報用 花植えを実施。
- ○(11/22)「税務研修座談会」税務署長と税務研 修座談会実施。

〈納稅意識高揚事業〉

○(7月~11月) 小学生の「税に関する絵はがき」 募集、審査・表彰・展示。

14校 183点応募

庄原・東・永末・高・峰田・総領・口北・口南・ 比和・高野・西城・東城・小奴可・粟田 応募作品は、11月から1月の間、各1週間毎に、 庄原ジョイフル店内及び、高野・口和・比和・ 西城・東城・市本庁・総領の各支所ロビーに展示。

○(11/10) 庄原ジョイフル店内で「税に関する 絵はがき等」納税貯蓄組合連合会・公益社団法 人庄原法人会・庄原間税会の3団体主催の合同 表彰式を実施。(今年は庄原法人会が当番幹事)

〈社会貢献事業〉

○(12/6) 庄原市高町の特定非営利活動法人 「かすたねっと」ヘプリンター複合機1台を寄 贈。



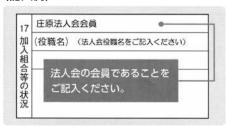
プリンター複合機1台を寄贈する 熊本女性部副部会長(右)・折口理事長(中)

平成30年4月1日以後終了事業年度分より「法人事 業概況説明書」の様式が改訂され、〈表面〉に8. (5)「社内監査」蘭が新たに設けられました。



また、「法人事業概況説明書」〈裏面〉17.「加入組 合等の状況」蘭には、法人会の会員である旨および 法人会での役職名を記入することができます。

(記入例)



「この社会あなたの税がいきている」

ーインターネットで申告・納税できる-

利用推進運動中

e-Tax (国税電子申告・納税システム) http://www.e-tax.nta.go.jp



めざします よき経営者による 正しい納税で 企業の繁栄と社会への貢献

公益社団法人

〒727-0011 広島県庄原市東本町1-2-22(庄原商工会議所会館内)

TEL 0824-72-1889(FAX兼用)

H P http://www10.ocn.ne.jp/~shk/

平成30年度(第10回)小学生「税に関する絵はがきコンクール」を実施

一般社団法人 広島県法人会連 合会女性部会連絡協議会(以下、 略して「県女連協」) と共催して、 第10回、小学生「税に関する絵は がきコンクール」を実施しました。

当会女性部会では、14校から 183作品の応募があり、入選作品 以上を庄原ショッピングセンター 「ジョイフル」店内へ「税を考え る週間(11月11日~17日)中、納 税貯蓄組合連合会主催の「中学 生、習字・作文」および庄原間税 会主催の「税の標語」に併せて展 示させて戴き、今回5回目3会合 同の表彰式を、庄原法人会が当番 幹事として庄原地区租税教育推進 協議会の協力を戴き、盛大に開催 されました。

また、優秀作品5点を県女連協 主催の絵はがきコンクールに出 品。1点が銅賞、2点が入選に選 ばれました。(31年1月27日広島 市で表彰式)

なお、作品は1月まで市役所各 支所ロビーにも展示させて戴きま した。

来年も、9月上旬までに「税に 関する絵はがき」を作画してコン クールに応募して戴きますよう関 係機関のご協力をお願いいたし ます。

第10回 平成30年度「税に関する絵はがきコンクール」入賞者

賞	県女連協	学校名		氏	名	
庄原税務署長賞	入選	東城	高	浦	七	帆
庄原市教育委員会 教育長賞		東	平	野	花	恋
庄原地区租税教育推進協議会 代表幹事賞	入選	高野	藤	元		逢
(公社) 庄原法人会長賞		比和	松	野	夕	香
(公社) 庄原法人会女性部会長賞	銅賞	高野	門	主	圭力	大郎

審査委員 特別賞	庄原	徳	永	紗	里
審査委員 特別賞	峰田	中	井	陽々	え気
審查委員 特別賞	永末	山	岡	瑠	生
審查委員 特別賞	比和	津	田	ほの	りか
審查委員 特別賞	口北	森	永	葉	月
審査委員 特別賞	比和	Щ	本	沙	和

入 選

学校名		氏	名	
庄原	桒	原	悠	衣
庄原	迫		来	夢
庄原	金	島	悠	利
庄原	越	道	玲	奈
庄原	松	島	奏	斗
庄原	田	中	文-	一朗
庄原	曽	利	海	舟
庄原	掛	田	大	和
庄原	滝	П	ゆい	ゝあ
庄原	藤	原		遙
庄原	大	歳	将	斗
東	池	田	諒一	一郎
東	庵	原	陽ぎ	核乃
東	今	田	凪	人
東	大	段	結	翔
東	岡	田	琉	菜
東	望	月	由	伸
東	宮	П	陽	向
高	大	塚	光	浩
峰田	福	場	大	貴

学校名		氏	名	
峰田	森	田	麗	菜
永末	矢	野		颯
永末	宮	木	日享	杉子
総領	中	村	美	羽
西城	主	田	志	乃
西城	大	場	次	悦
西城	伊	藤	はる	るか
口南	福	田		楓
口南	上	崎		蓮
口南	早	井	隼	平
口南	棟	山	稟	登
口北	家	島		爽
口北	今	井	さく	くら
高野	井	上	心	愛
高野	上	岡	ひな	この
高野	佐々	木	智	也
東城	田	辺	麻	那
小奴可	為	石	ひえ	いる
小奴可	田	辺	翔	聖
粟田	竹	田	心	美



法人会長賞を授与される三宅会長(左)



女性部会長賞を授与される赤木女性部会長(左)

平成30年度 税に関する絵はがきコンクール入選作品

東城小6年 高浦 七帆





